

プロジェクト奨励賞に関する実施細則

第1条（活動の範囲）

規程第3条にいう活動とは、次のものをいう。

- (1) 社会貢献となるような活動
- (2) NPO法人の設立の準備活動
- (3) 自主的・創造的な学術研究
- (4) 創業を目指す場合の基礎となる活動
- (5) プロジェクトの企画
- (6) その他、規程第1条の趣旨に合致すると理事会が認める活動

第2条（助成額の限度）

規程第3条の対象に該当する事業を行う団体等に対して、予算の範囲内において助成する額は、対象とする経費の総額の1/2以内とし、限度額は、100万円とする。

第3条（助成対象経費）

規程第4条の支援の対象となる経費は、つぎのとおりとする。

- (1) 報償費
- (2) 原材料費
- (3) 印刷費
- (4) 備品費
- (5) 手数料
- (6) 交通費
- (7) 賃金
- (8) 通信費(郵送料)

第4条（証拠帳票）

1. 助成を受けた活動に係わる経費については、全て帳簿に記載しておかなければならない。

2. 規程第10条第3項の結果報告書に添付する領収書は、次の経費とする。

- (1) 報償費
- (2) 原材料費
- (3) 印刷費
- (4) 備品費

- (5) 手数料
- (6) 賃金
- (7) 通信費(郵送料)

付 則

1. 本細則は、平成25年3月27日より施行する。